

徳島大学病院がん診療連携  
センター医療ソーシャルワーカー



福田 直也

答  
え

最近では、外  
来通院で抗がん  
剤治療を受ける  
ことが一般的に  
なっています。抗がん剤の中には  
は高価なものもあり、高額な医  
療費負担がいつまで続くか分か  
らず、不安に思われているよう  
に感じます。



60代の父親が肺腺がんの診断を受けました。医師からは、転移もあって手術はできないと聞いています。先月から外来通院で抗がん剤治療（カルボプラチナ、アリムタ、アバスチン）を開始しましたが、医療費が高額で驚きました。治療効果がある限り治療を続けるとの説明も受けましたが、あまり金銭的な余裕がないため治療を続けていくか不安です。何か良い方法はないでしょうか。

## 限度額超えれば払い戻し

既に支払った医療費は、1ヶ月ごとの領収書を用意して払い戻しの申請をすれば、約3ヶ月後に自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。申請の窓口は医療保険の保険者（保険証に記載）です。医療保険の保険者は、自身の保険証に記載されていますのでご確認ください。

場合と同様、医療保険の保険者は、自身の保険証に記載されていますのでご確認ください。

このように医療保険制度を利  
用することで、治療継続に対す  
る不安を軽減できる場合があり  
ます。高額療養費制度以外に  
も、社会福祉制度など、患者の  
状況によって利用可能なものも  
あります。受診している医療機  
関へご確認ください。

ワーカーに相談してみてはいか  
がでしょうか。

医療ソーシャルワーカーは、  
療養中の経済的、社会的、心理  
的問題の解決や調整の援助を役  
割としています。不安や悩みが  
あればいつでもご相談ください。  
問題について一緒に考え、  
解決のお手伝いをさせていただ  
きます。

県内のがん診療拠点病院（徳  
島大学病院、徳島県立中央病  
院、徳島赤十字病院、徳島市民  
病院）には相談支援センターが  
あります。相談方法を事前にご  
確認ください。また、徳島がん  
対策センターにも相談窓口があ  
り、ホームページにも役立つ情  
報を掲載していますのでご活用  
ください。

質  
問

医療費の自己負担額が高額となつた際に利用可能な制度として、公的な医療保険制度の一つである高額療養費制度があります。この制度を利用すると、1ヶ月当たりに支払った医療費の自己負担金が一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合に、払い戻しを受けることができます。

既に支払った医療費は、1ヶ月ごとの領収書を用意して払い戻しの申請をすれば、約3ヶ月後に自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。申請の窓口は医療保険の保険者（保険証に記載）です。医療保険の保険者は、自身の保険証に記載されていますのでご確認ください。

このように医療保険制度を利  
用することで、治療継続に対す  
る不安を軽減できる場合があり  
ます。高額療養費制度以外に  
も、社会福祉制度など、患者の  
状況によって利用可能なものも  
あります。受診している医療機  
関へご確認ください。



イラスト・大塚 吉雄

質問募集 がんに関する悩  
みに「徳島がん対策センタ  
ー」がお答えします。質問内  
容を詳しく書き、住所、氏  
名、年齢、性別、電話番号を  
明記し、〒770-8572 徳島新聞社文化部「がん相  
談」係へ。紙上に住所、氏  
名、電話番号は掲載しませ  
ん。同センター（電088  
（633）94308）でも平  
日午前8時半～午後5時に受  
け付けられています。